

広島市告示（安芸区）第28号

令和7年3月19日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年3月19日から同年4月2日まで広島市安芸区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安芸1区 79号線	安芸区中野二丁目683番地3 地先から 安芸区中野二丁目683番地3 地先まで	令和7年4月2日